

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 2 6 日

俱知安町長 文 字 一 志



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
俱知安地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 3 月 2 6 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 19 経営体
個人 110 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
今後、高齢化や社会情勢の変化による離農者の増大などにより担い手不足が懸念されることから「地域の中心となる経営体」に集積を図りながら、経営体あたりの規模拡大と経営基盤の強化を図り効率的な農地の活用を目指す。
また、農作業の効率化による「低コスト化」や「高付加価値化」を推進し所得向上を目指す。